

# 日本エネルギー法研究所季報

JAPAN ENERGY LAW INSTITUTE QUARTERLY BULLETIN



第280号

## 【目 次】

カーボンニュートラル政策を地域から考える—森林環境譲与税を契機として…………… 1 勢一 智子	研究班の動き…………… 1 2
泊原子力発電所運転停止等請求事件（札幌地判令4・5・31）における紛争の成熟性について…………… 5 内山 寛隆	発行回数変更のお知らせ…………… 1 4
	研究報告書の公開…………… 1 4
	所員の異動…………… 1 4
	新着図書案内…………… 1 5

## カーボンニュートラル政策を地域から考える—森林環境譲与税を契機として

西南学院大学法学部教授 勢一 智子

### 1. カーボンニュートラル目標実現へのポリシーミックス？

カーボンニュートラルは、国際社会が共有するミッションである。日本も国際的約束をして、2050年目標を法的にも掲げている（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」とする。）2条の2）。カーボンニュートラルは、温室効果ガスの排出削減とともに、吸収源対策や気候変動適応策が適切に組み合わせられていくことで、社会構造を変革して持続可能性を備える。排出削減策と吸収源対策はカーボンニュートラルを進める両輪である。

近年の政策動向では、排出削減策に目玉政策が数多く並ぶ。直近では、政府は、グリーン・トランスフォーメーション(GX)を掲げて、再生可能エネル

ギーの主力電源化を推進し、カーボンプライシングの導入を目指す<sup>1</sup>。

地域においても、2021年に改正された地球温暖化対策推進法のもと、地方公共団体は実行計画に再生可能エネルギー導入目標を掲げて、再生可能エネルギーを呼び込む促進区域を設定するなど地域脱炭素が脚光を浴びる。国は共に「地域脱炭素ロードマップ」（2021年6月9日、国・地方脱炭素実現会議決定）を定めて、財政措置を含めて支援しており、2025年までに少なくとも100箇所の先行地域の創出を目標とする。

それに比べて、吸収源対策は注目を集める機会が少ない。しかし、その一方で、地域が主体的に吸収源対策に注力できる政策環境が整いつつある。とりわけ、森林環境税及び森林環境譲与税の創設は、そ

の契機となる。地域にとっては、地域生活環境の維持・確保の要請から気候変動適応も重大な関心事であり、同税は適応対策に親和的である。

## 2. 森林環境税・森林環境譲与税の概要と背景

吸収源の大半を担う森林の管理は、長らく課題となってきた。林業が衰退するなかで、地域の森林管理の担い手と財源の確保が厳しく、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能の維持が各地で困難となっていた。

これに対して、2019年に創設されたのが、森林環境税及び森林環境譲与税である。森林環境税とは、2024年度から課税される国税であり、個人住民税均等割と併せて一人年額1,000円が徴収される。その税収全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県及び市町村に譲与される仕組みになっている。

同税の背景には、パリ協定における目標達成のために必要な地方財源を安定的に確保する必要があり、全国各地の森林を支える恒久的財源として期待を集めた<sup>2</sup>。

森林環境税は未だ税収はないものの、森林管理が喫緊の課題となっていることから、それを財源とする森林環境譲与税は、前倒しで2019年度から地方公共団体に配分されており、2022年度までの4年間で合計1,500億円が地方公共団体に譲与されている。

## 3. 森林環境譲与税の譲与基準及び使途の要請

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下、「法」とする。）は、「森林（…）の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村（…）及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため」、森林環境税及び森林環境譲与税について定める（法1条）。

森林環境譲与税については、森林環境税の収入額全額が市町村と都道府県に対して（法27条）、9対1の割合でそれぞれ譲与されることとなっており、その譲与基準が法定されている。具体的には、私有林人工林面積：5割、林業就業者数：2割、人口：3割により按分される（法28条、29条）。同税は地方公共団体が実施する「森林の整備及びその促進に関する施策の財源」であるが、直接的な森林整備事業には直結しない、人口の割合が3割となっている点が

特徴である。そのため、2022年度の譲与額の最高額が横浜市（3億521万円）、私有林人工林面積ゼロの大阪市が3位の額（2億3622万円）となるなど、都市部の団体に相当の額が配分されている<sup>3</sup>。

森林環境譲与税の使途については、市町村は、森林整備、森林整備を担う人材の育成と確保、森林の公益的機能に関する普及啓発及び木材利用の促進（法34条1項）に、都道府県は、施策を実施する市町村への支援に充てることとされている（同条2項）。なお、法の使途の範囲内で、市町村の判断により、幅広い事業が実施可能となっている<sup>4</sup>。併せて、その使途は、インターネットを通じて公表することが義務付けられる（同条3項）。

同税は、林業が成り立たない私有林人工林に対して、その管理を市町村が担うための財源である。そのため、同税の制度は、森林の多様な公益的機能の享受を継続させるために、条件不利森林の整備・管理の社会化である。

## 4. 森林環境譲与税の現状と多様な活用可能性

森林環境譲与税は、2019年度から譲与が開始されており、市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するよう譲与額が設定されている。初年度に200億円であった譲与額は、2年目から400億円、4年目から500億円となり、森林環境税の課税が始まる6年目の2024年度からは、600億円が予定される。こうした前倒し配分体制は、喫緊の課題となっている森林管理の体制整備に寄与することが期待される。

その活用状況は、スロースタートであり、初年度は、譲与額200億円のうち活用額は96億円と半額以下であり、2年目、3年目も譲与額400億円のうち活用額は210億円、270億円にとどまった（市町村・都道府県の合計）。さらに、実質的な事業を担う市町村レベルでは、2年目まで活用率は5割を下回っていた。都市部など森林面積の少ない団体に基金に積み立てる傾向が見られる<sup>5</sup>。同税導入の趣旨を踏まえた活用が望まれるが、管理する森林が少ない団体では、活用方策に工夫が求められる。

注目されるのは、森林環境譲与税によるカーボン・オフセットの取り組みである。吸収源となる森林の維持管理に対する投資は、カーボン・オフセットとしてカーボンニュートラルに寄与する。森林環

境譲与税の活用は、市町村が主体的に地域脱炭素を推進する方策の一つである。

先駆的事例として、豊島区は、埼玉県秩父市が保有する森林の一部を同区の森林環境譲与税によって整備して、カーボン・オフセットなどに活用している<sup>6</sup>。また、奈良県では、県内市町村の連携を後押しする「上下流連携による木材利用等促進コンソーシアム」が設立されており、同コンソーシアムに参画する田原本町と川上村は連携協定を締結し、私有林人工林面積ゼロの田原本町が林野率95%の川上村の森林整備等を実施することによりカーボン・オフセットを具体化している<sup>7</sup>。

さらに、森林の公益的機能の維持・増進は、気候変動適応にも寄与する。この点では、森林管理は、気候変動適応策でもあり、気候変動に対する地域の強靭性を高める。市町村間の広域連携における取り組み例として、さっぽろ連携中枢都市圏では、2021年度に圏域内の森林整備や地域材の利用、森林環境譲与税の活用方法等を検討課題とする森林整備等に関するタスクフォースを立ち上げ、2022年度以降は、連携事業に格上げして圏域内12市町村が取り組む体制を組んでいる。森林管理をめぐる状況が各市町村で異なるなか、サステイナブルな連携としてニーズが共通する団体がグループ体制で施策を進め、森林からの恩恵を圏域全体で享受することを目指す<sup>8</sup>。

森林環境税による貴重な財源を有効に活用するためには、地域の体制整備を含めて課題があるが、各地域での創造的取り組みが期待される<sup>9</sup>。

## 5. 地域主体の多角的な吸収源対策に向けて

森林環境譲与税の活用は、森林の多様な公益的機能のために、それを支える自然基盤を培う関連政策とのシナジーが重要となる。とりわけ、自然基盤の健全化・強靭化に資する生物多様性保全との協調を図る必要がある。

生物多様性については、2023年3月31日に「生物多様性国家戦略2023-2030～ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ～」が閣議決定された<sup>10</sup>。新たな生物多様性国家戦略は、ネイチャーポジティブ（生物多様性の損失を止めて人と自然との結びつきを取り戻す）を基盤理念に掲げる。また、「健全な自然環境は生態系が有する多様な機能を十分に発

揮し、気候変動対策を含む様々な社会課題の解決に貢献する」自然を活用した解決策（Nature-based Solutions：NbS）を提示する。

2030年までに陸と海の30%以上を保全することを目指す国際的約束「30by30」は、日本もロードマップを公表しており、新国家戦略でもこの高い目標の実現を目指す（現状値：陸域20.5%、海域13.3%）。そのため、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（Other Effective area-based Conservation Measures：OECM）に期待を寄せる。OECMの候補となる森林には、企業の森、森林施業地、研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林など多様な森林が想定される。生物多様性に適した森林は、健全な生態系環境が必要であることから、その森林管理は、温室効果ガスの吸収源対策にも寄与する。各地域がその特性に応じて、森林環境譲与税による森林管理を通じて、生物多様性保全と吸収源対策とのシナジーを狙う工夫が、地域脱炭素に有効である。

このような視点から、森林環境税・森林環境譲与税は、地域が主体的かつ多角的に吸収源対策を展開する契機となる。再生可能エネルギー導入に偏重傾向のある地域脱炭素について各地でリデザインを期待したい。

## 【注】

<sup>1</sup> 「GX実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～」(2023年2月10日閣議決定)。

<sup>2</sup> 総務省「森林吸収源対策税制に関する検討会報告書」(2017年11月21日)6頁以下。

<sup>3</sup> 総務省「令和3年度森林譲与税譲与額(市区町村別)」総務省Webサイト、[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000771643.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000771643.pdf)(最終閲覧日：2023年3月31日)。2024年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用している。

<sup>4</sup> 林野庁・総務省「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について」(2022年6月)。

<sup>5</sup> 参照、総務省・林野庁「令和3年度における森林環境譲与税の取組状況について」(2022年11月)。

<sup>6</sup> 豊島区と秩父市は、2019年7月に森林整備の実施に関する協定を締結している。この他の事例を含めて、参照、全国林業改良普及協会編『森林環境譲与税市町村の活用戦略』(2021年)、同『続・実践事例に見る市町村等の森林環境譲与税活用術』(2022年)。

<sup>7</sup> 事例につき、林野庁・総務省による取組事例集

も参照。「令和3年度森林環境譲与税の取組事例集（都道府県）」、「同（市町村）」（いずれも2022年11月）。

<sup>8</sup> 参照，札幌市Webサイト，<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/renkeichusu/tf02.html>（最終閲覧日：2023年3月31日）。

<sup>9</sup> 森林環境譲与税をめぐる課題につき，勢一智子「自然資本を支える財源と体制の条件—森林環境譲与税の活用方策から」地方財政62巻3号〈2023年

3月号〉4頁以下も参照。

<sup>10</sup> 新国家戦略は，中央環境審議会から環境大臣への答申を受けて決定されている。策定に係る審議経緯につき，参照，環境省Webサイト，<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/index.html>（最終閲覧日：2023年3月31日）。

（せいいち・ともこ＝西南学院大学法学部教授）

## 泊原子力発電所運転停止等請求事件（札幌地判令4・5・31）における紛争の成熟性について

研究員 内山 寛隆

### 1. はじめに

我が国の裁判所には、原子力発電所の周辺住民が当該発電所の運転停止を求める民事訴訟が多数係属している。そのなかには、原子力規制委員会による安全審査（以下、「安全審査」という）が終了していない原子力発電所の運転停止を求める事例も多く見られる<sup>1</sup>。

このような状況のなか、標記の判決（以下、「本判決」という）は、我が国の民事訴訟のうち、原子力発電所の運転停止請求を認容した4例目の判決となった<sup>2 3</sup>。

泊原子力発電所運転停止等請求事件（以下、「本件」という）では、泊原子力発電所（以下、「泊発電所」という）の地震及び津波等に対する安全性が主要な争点となっていた。しかし、口頭弁論が終結した時点では、泊発電所に対する安全審査が終了する時期の見通しが立っていなかった。実際に、札幌地方裁判所は、安全審査が継続している限り、原子力発電所が必要な安全性を備えていない旨の判決を言い渡しても「実質的な紛争解決に結びつかない可能性を一定程度含むものとなる」と指摘した。したがって、本件は、原告の訴えが時期尚早であり、判決により解決するには紛争が十分に成熟していなかった事例であると考え得る。そうすると、本件について紛争の成熟性を検討する必要がある。

本件において、当事者は紛争の成熟性について何ら主張しておらず、本判決も明示的には検討していない。しかし、紛争の成熟性の観点から本件を検討することにより、安全審査が終了していない原子力発電所の運転等をめぐる民事訴訟について、紛争解決の必要性及び実効性の観点から示唆を得ることができると考える。

そこで、本稿では本判決を概観し、紛争の成熟性に関する解釈等を参照した上で、若干の検討を行う。なお、本稿の意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、あり得べき誤りは全て筆者個人に帰属する。

### 2. 本判決の概要

#### (1) 事実関係

2011年11月11日、原告は泊発電所の原子炉1号機、2号機及び3号機（以下、「本件各原子炉」という）の運転停止<sup>4</sup>を求め、北海道電力株式会社（以下、「北海道電力」という）に対して訴えを提起した。さらに、2012年11月12日、原告は本件各原子炉の建屋に存在する使用済み核燃料の撤去及び本件各原子炉の廃炉措置の実施を求め、北海道電力に対して新たな訴えを提起した。本判決は、これらの訴えに対して判断を行ったものである。

本件が札幌地方裁判所に係属するなか、2013年7月8日、北海道電力は原子力規制委員会に対し、本件各原子炉について、新規制基準に基づく原子炉施設設置変更許可を申請した。しかし、当該申請が行われてから口頭弁論が終結するまでに約8年半が経過しても、泊発電所に対する安全審査が終了する時期の見通しも立っておらず、基準地震動や基準津波も策定されていなかった。また、北海道電力は、泊発電所に設置されている既存の防潮堤は地盤の液状化等の可能性があり、当該防潮堤の津波防護機能を検証するには時間を要する旨を安全審査で指摘された。この指摘を受け、北海道電力は既存の防潮堤を自主施設とし、津波防護施設として新たな防潮堤を建設することとしたが、口頭弁論終結時点では、新たな防潮堤の高さを東京湾平均海面から16.5mとすること以外に具体的な構造等が決まっていなかった。

本件における争点は、本件各原子炉の運転による原告の人格権侵害の危険性、原子炉建屋内に使用済み燃料が存在することによる原告の人格権侵害の危険性、廃炉の必要性及び泊発電所で予想される事故による被害の範囲である。さらに、原子炉の運転による原告の人格権侵害の危険性に関する争点は、敷地内地盤の安全性（敷地内断層の活動性）、地震に対する安全性（積丹半島西岸沖海底活断層について）、津波に対する安全性、火山事象に対する安全性及び防災計画の適否の5点である。

## (2) 判旨

本判決は、泊発電所に原子力規制委員会が策定した安全性の基準を満たす津波防護施設があることについて、北海道電力は相当な資料によって立証しておらず、泊発電所は津波に対する安全性を備えていないと判示し、本件各原子炉の運転による原告の人格権侵害の危険性を認め、本件各原子炉の運転停止請求を認容した。

一方、原子炉建屋内に存在する使用済み核燃料の撤去請求については、泊発電所が津波に対する安全性を備えておらず、本件各原子炉の建屋内に使用済み核燃料が存在することにより周辺住民に対する人格権侵害のおそれが認められるものの、当該請求において使用済み核燃料の撤去先が特定されていなかったことから、請求認容判決によって必ずしも原告の人格権侵害のおそれを除去することができるものではないとして請求を棄却した。また、廃炉措置の実施請求については、泊発電所の運転による人格権侵害のおそれが認められる場合に、運転を止めるなどの個別の防止策が必要になるとしても、廃炉まで必要である事情は見当たらないとして請求を棄却した。

## 3. なぜ本件で紛争の成熟性が問題となるのか

### (1) 紛争の成熟性

紛争の成熟性とは、紛争がどの程度にまで成熟していれば原告の訴えの提起を認めることができるかの問題である<sup>5</sup>。民事訴訟のうち、確認の訴えの利益を認めるに当たっては、解決の必要があり、かつ解決に値する紛争のみを取り上げる趣旨で<sup>6</sup>、紛争の成熟性からも検討されるべきであるとされている<sup>7</sup>。具体的には、紛争の成熟性の観点から確認の訴えの利益が認められるためには、原告の権利又は地位に不安又は危険が生じていなければならないと、かつ、その不安又は危険は現実的なものでなければならないとされる<sup>8</sup>。

### (2) なぜ本件で紛争の成熟性が問題となるのか

これに対して、本件における原告の訴えは、本件各原子炉の運転停止、本件各原子炉の建屋内に存在する使用済み核燃料の撤去及び本件各原子炉の廃炉実施を求めるものであり、いずれも給付の訴えである。したがって、本件では、紛争の成熟性は問題と

はならないとも思われる。しかし、以下で述べるとおり、給付の訴えにおいても紛争の成熟性が問題となる余地があり、特に本件における原告の訴えでは紛争の成熟性が問題になり得ると考えられる。

#### a. 給付の訴えにおいても紛争の成熟性が問題となる余地がある理由

そもそも、訴えの利益は、本案判決<sup>9</sup>をすることの必要性及びその実際上の効果を個々の請求内容について吟味するために設けられた訴訟要件<sup>10</sup>である<sup>11</sup>。そして、訴えの利益は、被告の利益や裁判所の司法運営全般への配慮から無益な訴えを排斥するための訴訟要件であるとされている<sup>12</sup>。既に述べたとおり、確認の訴えにおいて紛争の成熟性が要求されるのは、解決の必要があり、かつ解決に値する紛争のみを取り上げる趣旨であるから、無益な訴えを排斥することに主眼が置かれていると言える。

そうすると、給付の訴えにおいても、紛争を判決により解決するに当たって原告の訴えが時期尚早である場合には、無益な訴えを排斥する観点から紛争の成熟性が問題となることがあると解される。

#### b. 本件で紛争の成熟性が問題となり得る理由

本件における原告の訴えは、泊発電所が地震や津波等に対する安全性を備えていないとして、本件各原子炉の運転停止、本件各原子炉の建屋内に存在する使用済み核燃料の撤去及び本件各原子炉の廃炉実施を求めるものである。しかし、口頭弁論が終結した時点では、泊発電所に対する安全審査が依然として継続しており、その終了時期を見通すことができなかったことから、原告の訴えが必ずしも切迫性の高い訴えであるとは言えないと考えられる。

また、本判決においても、安全審査が終了していない原子力発電所について必要な安全性を備えていない旨の判決を言い渡しても「実質的な紛争解決に結びつかない可能性を一定程度含むものとなる」と指摘されている。

したがって、本件においては、札幌地方裁判所が原告の各請求に対し、口頭弁論終結時点で本案判決を行ったとしても、実効的な紛争解決に繋がらない可能性があることから、紛争を判決により解決するに当たって原告の訴えが時期尚早であるとして、紛争の成熟性が問題になり得ると考えられる。

#### 4. 本件における紛争の成熟性に係る検討

##### (1) 一般論への当てはめ

以下では、本件における紛争の成熟性について検討を行う。既に述べたとおり、紛争の成熟性の観点から確認の訴えの利益が認められるためには、①原告の権利又は地位に対する不安又は危険があり、②その不安又は危険が現実的であることが必要であると一般に言われている。したがって、本件においても、まずは①及び②の観点から紛争の成熟性を検討する。

##### a. 原告の権利又は地位に対する不安又は危険があるか

通常は、原告の法的地位を被告が否定する場合や、原告の法的地位と抵触する法的地位を被告が主張する場合に、原告に不安又は危険が生じるとされる<sup>13</sup>。

本件では、北海道電力が本件各原子炉について原子炉施設設置変更許可を申請していることから、北海道電力が本件各原子炉を再稼働させようとする意思が明らかである。また、北海道電力は、原告の人格権侵害の危険性を否定するための主張及び立証を行っている。以上のことから、本件では、原告の人格権に対する不安が生じていると認められる。

##### b. 原告の権利又は地位に対する不安又は危険が現実的なものであるか

一般に、将来の法律関係の確認を求める訴えは、将来どのように事態が発展するかは不確定であることから、紛争の成熟性の観点から訴えの利益を欠くとされる<sup>14</sup>。この意味で、紛争の成熟性の観点から確認の訴えの利益が認められるためには、原告の権利又は地位に対する不安又は危険が現実的である必要があると言われる。

本件では、原告の人格権に対する不安又は危険が現実的なものであるかを検討すると、次の点が問題となり得る。すなわち、泊発電所に対する安全審査が行われている間は、安全審査で最新の知見を踏まえながら安全対策の内容が議論された結果、北海道電力の評価に基づいて泊発電所に講じられている安全対策の内容が見直されることがあり得るという点である。そこで、本件において、②原告の権利又は地位に対する不安又は危険が現実的なものであるかを検討するに当たり、以下では項を改め、この点について論じる。

##### (2) 本件と債務不存在確認訴訟との対比

##### a. 債務不存在確認訴訟の位置付け

泊発電所に対する安全審査が行われている限り、北海道電力の評価に基づいて講じられている泊発電所の安全対策の内容が変わり得ることから、本件の争点である泊発電所の地震や津波等に対する安全性につき、当事者が訴訟において十分な主張及び立証を行うことは必ずしも容易ではないと考え得る。

この点を紛争の成熟性の観点から検討するに当たっては、債務不存在確認訴訟における紛争の成熟性に関する議論が参考になる。債務不存在確認訴訟では、債権者である被告が債権発生事実の証明責任を負うにもかかわらず、原告が早期に訴えを提起した場合に、被告が債権発生事実に係る主張及び立証を十分に行うことが困難となることがあり得る<sup>15</sup>。このため、債務不存在確認訴訟は、紛争の成熟性の観点から問題となり得る確認の訴えの類型であると言われる<sup>16</sup>。

債務不存在確認訴訟では、原告は特定の債務がないことを主張し、これについて被告が争うこととなるため、①原告の権利又は地位に対する不安又は危険があると言える。したがって、紛争の成熟性の観点から訴えの利益を認めるに当たっては、債務不存在確認訴訟は②原告の権利又は地位に対する不安又は危険が現実的なものであるかが問題となり得る確認の訴えの類型として位置付けることができよう。

さらに、後述するが、本件は債務不存在確認訴訟と同一の特徴を有すると考えられる。そこで、以下では、債務不存在確認訴訟の特徴と紛争の成熟性に関する議論を参照した上で、債務不存在確認訴訟と本件を対比し、本件において②原告の権利又は地位に対する不安又は危険が現実的なものであるかを検討する。

##### b. 債務不存在確認訴訟の攻撃的性格と紛争の成熟性

債務不存在確認訴訟では、債権者である被告が債権発生事実の証明責任を負うにもかかわらず、原告が当該訴訟を提起することによって、被告は自ら時期を選ぶことができずに債権発生事実に係る主張及び立証を行うことを強制されることから、債務不存在確認訴訟には攻撃的性格があると言われる<sup>17</sup>。このため、原告が債務不存在確認訴訟を早期に提起すると、被告の側において証拠が整わず、実体権があ

りながらも被告が敗訴することがあり得る<sup>18</sup>。したがって、債務不存在確認訴訟においては、紛争がどの程度まで成熟していれば原告は訴えを提起することができるか、すなわち紛争の成熟性を適正かつ厳格に見極める必要がある<sup>19</sup>。具体的には、被告が主張責任又は証明責任を負う事項につき、被告の側において時間的その他の理由で証拠収集等の準備が困難であるにもかかわらず、原告が債務不存在確認訴訟を提起した場合には、裁判所は訴えの利益を欠くとして当該訴えを却下するか、被告の主張及び立証に必要な期間を確保するために期日指定を延期するなど、適宜の処置が必要であると解されている<sup>20</sup>。

### c. 本件の状況分析

原子力発電所の運転停止等を求める民事訴訟では、原告が訴えを提起するが、裁判所が原告の人格権侵害の危険性を判断するに当たっては、証拠の偏在を理由として、被告である原子力事業者が原子力発電所の安全性に係る主張及び立証を行う必要があるとした上で、その判断を行うことがある<sup>21</sup>。本判決においても、泊発電所が原子力規制委員会によって策定された安全性の基準を満たすことについて、北海道電力が主張及び立証を尽くさない場合には、同発電所が安全性を欠いており、原告の人格権侵害の危険性が事実上推定される旨が判示されている。この事実上の推定は、原告の主張及び立証によって破られることはあり得ず<sup>22</sup>、本件における原告の請求のうち、本件各原子炉の運転停止請求については、泊発電所が安全性を欠くことによる原告の人格権侵害の危険性があることをもって、当該請求が認められている。そうすると、被告である北海道電力は、原告が訴えを提起したことによって、自ら時期を選ぶことができずに泊発電所の安全性に係る主張及び立証を行うことを強制され、その主張及び立証に失敗した場合には、本件各原子炉の運転停止請求につき敗訴する状況に置かれていたと考えられる<sup>23</sup>。この意味で、本件は債務不存在確認訴訟と同一の特徴を有していると言えよう。

そうすると、被告である北海道電力が主張及び立証を行う必要がある事項につき、北海道電力の側において証拠収集等の準備が困難である場合には、紛争が十分に成熟しておらず訴えの利益を欠くとして、本件各原子炉の運転停止請求に係る訴えが却下され

る余地があると考えられる<sup>24</sup>。

そこで、泊発電所が原子力規制委員会によって策定された安全性の基準を満たすことについて、北海道電力が主張及び立証を行うに当たり、口頭弁論が終結した時点でも証拠収集等の準備が困難であったかを以下で検討する。

### d. 北海道電力の側において証拠収集等の準備が困難であったか否かの検討

本判決において、北海道電力は、泊発電所が原子力規制委員会によって策定された安全性の基準を満たすことを主張及び立証する必要があると判示された。しかし、このことを北海道電力が主張及び立証するに当たり、北海道電力の側において証拠収集等の準備が困難であったかを検討すると、次の点を指摘することができる。

すなわち、泊発電所における津波の安全対策に関し、口頭弁論が終結した時点では、津波防護施設として今後建設される新たな防潮堤の具体的な構造等が決まっていなかったことである。北海道電力は、泊発電所に設置されている既存の防潮堤は地盤の液化化等の可能性があり、当該防潮堤の津波防護機能を検証するには時間を要する旨を安全審査で指摘された。この指摘を受け、北海道電力は既存の防潮堤を自主施設とし、津波防護施設として新たな防潮堤を建設することとした。しかし、口頭弁論が終結した時点では、北海道電力が新たな防潮堤の設計を行っている段階であり、その高さを東京湾平均海面から16.5mとすること以外に具体的な構造等が決まっていなかった。したがって、口頭弁論が終結した時点では、泊発電所における津波防護施設が原子力規制委員会によって策定された安全性の基準を満たすことにつき、北海道電力の側において具体的な主張及び立証を行うための証拠が整わない状況であったと言える<sup>25</sup>。

このように、安全審査では常に最新の知見を踏まえながら原子力発電所の安全対策の内容について議論が行われることから、その議論の結果、原子力事業者の評価に基づいて講じられている安全対策の内容が見直されることがあり得る。このため、泊発電所が原子力規制委員会によって策定された安全性の基準を満たすことについて北海道電力が自らの評価を証拠として主張及び立証を行ったとしても、泊発



電所に対する安全審査が継続している限り、その主張及び立証は将来変更される可能性を含むものとなる<sup>26</sup>。そうすると、泊発電所に対する安全審査が行われている間は、泊発電所が原子力規制委員会によって策定された安全性の基準を満たすことにつき、北海道電力が確定的な主張及び立証を行うための証拠を揃えることは困難であると言えよう。

以上のことから、口頭弁論が終結した時点では、北海道電力が主張及び立証する必要がある事項につき、北海道電力の側において証拠収集等の準備が困難であったと言える。

したがって、本件各原子炉の運転停止請求については、②原告の権利又は地位に対する不安又は危険が現実的であるとは言えず、判決により解決するには紛争が十分に成熟していないと考えられる。そうすると、本件各原子炉の運転停止請求に係る訴えについては、訴えの利益を欠くとして却下される余地があったと考えられる。

## 5. おわりに

本稿では、本判決を概観し、紛争の成熟性に関する学説等を参照した上で、本件における紛争の成熟性について検討を行った。

本件において、北海道電力は、泊発電所が原子力規制委員会によって策定された安全性の基準を満たしていることを主張及び立証する必要がある、その主張及び立証を尽くさない場合には、本件各原子炉の運転停止請求につき敗訴する状況に置かれていた。さらに、原告が訴えを提起してから口頭弁論が終結するまでの間は、北海道電力の側において主張及び立証を行う必要がある事項につき、証拠収集等の準備が困難な状況であったと言える。したがって、本件各原子炉の運転停止請求に係る訴えについては、紛争の成熟性の観点から訴えの利益を欠くとして当該訴えが却下される余地があったと考えられる。

本件各原子炉の運転停止請求における訴えの利益について、札幌地方裁判所は明示的には取り上げおらず、当事者も何ら主張していない。しかし、本判決では、「当事者が主張及び立証の準備を適切に行うのに必要となる合理的な準備期間を考慮して訴訟を進行することが求められる」と判示されており、実際に、札幌地方裁判所は訴えの提起から約11年に

わたって審理期間を確保している<sup>27</sup>。

この点を債務不存在確認訴訟について見ると、既に述べたとおり、当該訴訟において紛争の成熟性が問題となる場合は、裁判所は訴えの利益を欠くとして原告の訴えを却下するか、被告の主張及び立証に必要な期間を確保するために期日指定を延期するなど、適宜の処置が必要であると解されている。そうすると、札幌地方裁判所は、訴えの利益を欠くとして本件各原子炉の運転停止請求に係る訴えを却下するのではなく、あくまでも北海道電力による証拠収集等の準備に必要な期間を確保するために審理を継続することにより、紛争が十分に成熟して当該請求に訴えの利益が具備されることを目指したものの、訴訟の経過等に鑑み、訴えの利益の存否を明示的に取り上げずに口頭弁論を終結し<sup>28</sup>、本件各原子炉の運転停止請求に対し請求認容判決を行った可能性が考えられる。

しかし、訴えの利益は職権調査事項に属する訴訟要件であり<sup>29</sup>、特に裁判所が請求認容判決を行う場合には、裁判所は訴訟要件の存在を認定してから請求認容判決を行うべきであるとされている<sup>30</sup>。したがって、泊発電所が原子力規制委員会によって策定された安全性の基準を満たしていることにつき、北海道電力の側において証拠収集等の準備が困難であり、安全審査が行われているなかで原子力発電所が必要な安全性を欠いている旨の判決を言い渡しても「実質的な紛争解決に結びつかない可能性を一定程度含む」のであれば、札幌地方裁判所は、本件各原子炉の運転停止請求に対して請求認容判決を行う前に、訴えの利益の存否を職権で取り上げ、当事者双方に主張を行わせるべきであったのではないだろうか<sup>31</sup>。また、安全審査が終了していない原子力発電所の運転停止を求める他の民事訴訟においても、証拠の偏在等により、原子力事業者の側において原子力発電所の安全性に係る主張及び立証を行うことを要するのであれば、裁判所が本案判決を行う前に、紛争の成熟性の観点から訴えの利益の存否を職権で取り上げることが必要となる場合があると考えられる。

なお、北海道電力は、本判決を不服として2022年6月2日に札幌高等裁判所へ控訴している<sup>32</sup>。しかし、現在においても、泊発電所に対する安全審査は依然

として継続している。第一審に引き続き、控訴審は事実審を担当することから、札幌高等裁判所がどのような状況で、どのように審理及び判断を行うのか、今後の動向に注目したい。

### 【注】

- <sup>1</sup> 例えば、志賀原子力発電所の運転停止を求め、2012年7月に民事訴訟が提起され、現在においても金沢地方裁判所に第一審が係属しているが、同発電所に対する安全審査は依然として継続している。
- <sup>2</sup> 民事保全法23条2項に定める「仮の地位を定める仮処分」が申し立てられた事例を除く。なお、本判決のほかに原子力発電所の運転停止が認められた民事訴訟として、金沢地判平18・3・24判時1930号25頁、福井地判平26・5・21判時2228号72頁、水戸地判令3・3・18判時2524・2525号40頁。
- <sup>3</sup> 本判決は、原子炉建屋内の核燃料撤去請求及び原子炉の廃炉請求について、裁判所が初めて判断を示した点で特徴的であるが、本稿では紛争の成熟性に焦点を当てて検討を行う。
- <sup>4</sup> 2012年5月に、定期検査のため泊発電所の原子炉3号機が運転を停止して以来、同発電所の原子炉1号機、2号機及び3号機は運転を停止している。
- <sup>5</sup> 野村秀敏「紛争の成熟性と確認の利益（一）」判時1213号（1987年）8頁、奈良次郎「消極的確認の訴について」民事訴訟雑誌21号（1975年）111頁参照。なお、民事訴訟法243条1項にいう「訴訟が裁判をするのに熟した」か否かは、裁判所が原告の訴えに対して終局的な判断をすることが可能な状態に達したか否かの問題であるのに対し（兼子一、松浦馨、新堂幸司、竹下守夫、高橋宏志、加藤新太郎、上原敏夫、高田裕成『条解民事訴訟法（第2版）』〔竹下守夫執筆部分〕（弘文堂、2011年）1304頁参照）、紛争の成熟性は、紛争がどの程度にまで成熟していれば原告の訴えの提起が認められるかを問題とする点で異なる。
- <sup>6</sup> 新堂幸司『新民事訴訟法（第6版）』（弘文堂、2019年）277頁。
- <sup>7</sup> 新堂・前掲注(6)270頁、高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）（第2版補訂版）』（有斐閣、2013年）363頁参照。
- <sup>8</sup> 高橋・前掲注(7)378頁。
- <sup>9</sup> 本案判決とは、訴えによって提示された訴訟上の請求について審理を尽くし、実体法上の権利又は法律関係の存否が判断できる状態に達した結果、これを正当として認容或いは理由なしとして棄却する判決を言う。これに対し、訴訟判決は、原告が提起した訴えが訴訟要件を欠くと認められた場合に、本案審理を打ち切り、本案判決をせずに訴えを不適法なものとして却下するものを言う。藤田広美『講義 民事訴訟（第3版）』（東京大学出版会、2013年）331頁。
- <sup>10</sup> 訴訟要件とは本案判決をするための要件であり、

これを欠く訴えは原則として却下される。高橋宏志『重点講義民事訴訟法（下）（第2版補訂版）』（有斐閣、2014年）1頁。

- <sup>11</sup> 高橋・前掲注(7)343頁。
- <sup>12</sup> 高橋・前掲注(10)11頁。
- <sup>13</sup> 高橋・前掲注(7)378頁。
- <sup>14</sup> 新堂・前掲注(6)278頁、高橋・前掲注(7)381頁参照。
- <sup>15</sup> 高橋・前掲注(7)382-383頁参照。
- <sup>16</sup> 本文で後述するが、債務不存在確認訴訟では、債権者である被告が債権発生事実の証明責任を負うにもかかわらず、原告が当該訴訟を提起することによって、被告は自ら時期を選ぶことができず、債権発生事実に係る主張及び立証を行うことを強制されることから、債務不存在確認訴訟には攻撃的性格があるとされる。高橋・前掲注(7)382頁参照。そして、債務不存在確認訴訟の攻撃的性格と言われる問題は、紛争の成熟性の観点から論じることができるとされる。高橋・前掲注(7)382頁。
- <sup>17</sup> 高橋・前掲注(7)382-383頁参照。
- <sup>18</sup> 高橋・前掲注(7)382-383頁参照。
- <sup>19</sup> 奈良・前掲注(5)111頁参照。
- <sup>20</sup> 浅生重機「債務不存在確認訴訟」鈴木忠一、三ヶ月章監修『新・実務民事訴訟講座1 判決手続通論I（第1版）』（日本評論社、1981年）375頁参照。
- <sup>21</sup> 原子力発電所の運転停止等を求める民事訴訟のうち、被告である原子力事業者が原子力発電所の安全性に係る主張及び立証を行う必要があると判示されたものとして、例えば、仙台地判平6・1・31判時1482号3頁を挙げることができる。
- <sup>22</sup> 原告は、泊発電所が必要な安全性を欠いているとして本件各原子炉の運転停止、原子炉建屋内に存在する使用済み核燃料の撤去及び本件各原子炉の廃炉を求めている立場であるから、この事実上の推定を覆す証拠を原告が提出することは、本件における原告の立場と矛盾することになる。
- <sup>23</sup> 本件各原子炉の建屋内に存在する使用済み核燃料の撤去請求及び廃炉措置の実施請求については、泊発電所が地震や津波等に対する安全性を欠いているとされたなかでも、本判決では請求が棄却されている。したがって、本件各原子炉の建屋内に存在する使用済み核燃料の撤去請求及び廃炉措置の実施請求の関係では、泊発電所が原子力規制委員会によって策定された安全性の基準を満たすことにつき、北海道電力が主張及び立証に失敗した場合でも、北海道電力が敗訴するとは限らないことになる。
- <sup>24</sup> 既に述べたとおり、訴えの利益は本案判決をすることの必要性及び実際上の効果を個々の請求内容につき吟味する訴訟要件である。したがって、本件における原告の各請求のうち、本件各原子炉の運転停止請求のみ訴えの利益を欠く場合には、当該請求に係る訴えは却下される一方、本件各原

ては具体的な構造等が決まっていないことを理由に、泊発電所に必要な安全性を満たす津波防護施設が存在していないとして、原告の人格権侵害の危険性が認められた。しかし、本稿のとおり紛争の成熟性の観点から検討すると、訴えの利益を欠くとして本件各原子炉の運転停止請求が却下されるべき理由になり得ると考えられる。

<sup>26</sup> 実際に、北海道電力は、泊発電所に対する安全審査において指摘された問題点等を踏まえ、新たな防潮堤の建設をはじめとして更なる安全対策に取り組んでおり、本件が札幌地方裁判所に係属している間、北海道電力は泊発電所の安全性に係る主張及び立証を追加或いは変更している。

<sup>27</sup> 裁判の迅速化に関する法律2条1項では、「裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続については二年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする。」と定められており、第一審の訴訟手続を2年以内に終了させることを目標としていることに照らすと、約5倍の審理期間を確保したことになる。

<sup>28</sup> 札幌地方裁判所は、訴えの提起から10年以上が経過しても北海道電力が泊発電所の安全性に係る主張及び立証を終える時期の見通しが立たないことなどに鑑み、合理的な主張及び立証の時間を確保する必要性を考慮しても、審理をさらに継続することは相当ではないとして、口頭弁論を終結して判決を行った。

<sup>29</sup> 新堂・前掲注(6)235頁。なお、職権調査事項とは、当時者からの指摘や申し立てがなくとも、裁判所が職権で顧慮し、調査しなければならないものを言う。高橋・前掲注(10)7頁。

<sup>30</sup> 裁判所は、まず訴訟要件の存在を確かめた上で本案判決をすることが原則であり、このことは、請求認容判決をする場合には例外なく妥当するとされる。兼子、松浦、新堂、竹下、高橋、加藤、上原、高田・前掲注(5)725頁。ただし、訴訟要件の存否は不明であるが請求に理由がないことが明らかである場合については、訴訟要件の存在を確かめてから請求棄却判決をするべきであるとする学説がある一方、ただちに請求棄却判決をすることが許されるとする学説もあり、見解が分かれている。兼子、松浦、新堂、竹下、高橋、加藤、上原、高田・前掲注(5)726頁参照。

<sup>31</sup> 訴えの利益は、職権調査事項である訴訟要件ではあるが、弁論主義によって資料が収集されるべきであるとされる。高橋・前掲注(10)7頁参照。したがって、裁判所は訴えの利益の有無を職権で取り上げることができるが、裁判所がその有無を判断するための基礎となる資料は、当事者からの弁論に現れたものに限られる。新堂・前掲注(6)235頁参照。

<sup>32</sup> 北海道電力Webサイト「原子力発電所運転差止め等請求事件の判決に対する札幌高等裁判所への控訴について(当社コメント)」(2022年6月2日)、[https://www.hepco.co.jp/info/info2022/1251782\\_1917.html](https://www.hepco.co.jp/info/info2022/1251782_1917.html) (最終閲覧日: 2023年3月31日)。

**研究班の動き**

(1・2・3月)

**原子力損害賠償制度に係る法的論点検討班**

1月23日の第11回研究会では、佐瀬研究委員から「福島事故の原子力損害賠償紛争が解決するとき」というテーマでご報告をいただいた。令和4年12月20日に見直しが行われた原子力損害賠償中間指針第五次追補の変更点を概観した上で、原子力損害賠償紛争における紛争解決手続の位置付けと紛争解決効の観点を踏まえ、紛争解決という観点からの原子力損害賠償紛争解決制度の問題点ご解説をいただいた。その後、原子力損害賠償紛争の解決の方法や、中間指針の制度設計のあり方等について議論した。

3月23日の第12回研究会では、米村研究委員から「中間指針第五次追補の諸論点」というテーマでご報告をいただいた。原子力損害賠償中間指針第五次追補にて認められた「過酷避難状況による慰謝料」をはじめとする慰謝料の内容の諸論点についてご解説をいただいた後に、原子力損害賠償・廃炉等支援機構参与の豊永晋輔先生（オブザーバー）から「生活基盤喪失による慰謝料」についてご解説をいただいた。その後、慰謝料の根拠や損害賠償請求権の発生時期、被曝不安の指針での取扱いについて議論した。

**エネルギーに関する国際動向の法的論点検討班**

1月20日の第18回研究会では、森川主査から「国による原子力発電所攻撃が提起したもの」というテーマでご報告をいただいた。国による原子力発電所攻撃に適用し得る国際条約の検討として、改正PP条約及びジュネーブ諸条約第一追加議定書の適用範囲を概観した後、国際法に対応する日本の国内法上の措置についてご解説をいただいた。その後、国際刑事裁判所や国内裁判所で提訴するための要件及び攻撃主体が明確でない場合に取し得る措置等について議論した。

2月17日の第19回研究会では、原田研究委員から「行政法学からみた国際関係一原発に対する意図的・物理的攻撃に関する法的諸問題」というテーマでご報告をいただいた。原発が意図的・物理的な攻撃を受けた場合の国内法制度上の対応について、災

害対応法制、賠償補償法制、予防監督法制の三つの分野からご検討いただいた後、原子力法制において平時と戦時の区別が必ずしも明確ではないことについてご指摘された。その後、原子力損害賠償法における「社会的動乱」の該当要件及び事業者が負うべき責任の範囲等について議論した。

3月17日の第20回研究会では、斎藤研究委員から「ハイジャック航空機によるテロへの対応—ドイツ判例からの考察、原発防護を念頭に」というテーマでご報告をいただいた。空軍による航空機撃墜を認めた改正航空安全法の合憲性が問題となったドイツの判例を概観した後、比較の視座から、日本での対応についてご検討いただいた。その後、分離原則が日本においてどのような意味を持つか及びハイジャック機が国内航空機である場合における国内法制上の対応の可否等について議論した。

**環境法制・事例検討班**

1月16日の第13回研究会では、北村研究委員から「公害等調整委員会の軌跡と展望」というテーマでご報告をいただいた。公害調整等委員会の成立経緯について、公害対策基本法や環境基本法等の法律上の位置付けや、当委員会の役割について法学・政治の見地からどのように考えられてきたかを概観した後、再生可能エネルギー電源の立地時において期待される役割や、公害等調整委員会が行うあっせんの内容について議論した。

2月27日の第14回研究会では、岡松研究委員から「福島第一原発のアルプス処理水の海洋放出にかかるIAEA報告書およびIMOの法的助言」というテーマでご報告をいただいた。福島第一原子力発電所におけるアルプス処理水の処分の安全性に関するIAEAの評価や当該処分に関してIMOが法的助言を出したことのは是非についてご解説をいただいた。その後、IMOの法的助言が国際社会に与える影響や日本における環境影響評価制度のあり方等について議論した。

**公益事業法制検討班**

2月3日の第18回研究会では、若林研究委員から

「英国の小売電力市場の近年の状況について」というテーマでご報告をいただいた。英国の電力小売価格の状況や電力システム改革の変遷についてご報告をいただき、近年の電力価格高騰に伴う英国の施策等についてご解説をいただいた。その後、電力価格高騰に伴う貧困層に対する救済策や小売電気事業者の参入審査の強化等について議論した。

3月30日の第19回研究会では、友岡研究委員から「原子力新設をめぐる経済規制——イギリス・規制資産ベース (RAB) モデルを中心に」というテーマでご報告をいただいた。インフラ設備に対する投資を促進する上でのRABモデルの位置付けや、固定買取制度を併用した差額調整契約 (FIT CfD) についてご報告をいただいた後、原子力RABモデルの法制度における課題等についてご解説をいただいた。その後、電源を新設する場合における設備投資費用の回収方法等について議論した。

#### 再生可能エネルギー主力電源化に向けた法的論点検討班

2月22日の第12回研究会では、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長の清水浩太郎様 (ゲストスピーカー) から「みどりの食料システム戦略及びGXの取組、再生可能エネルギー発電をめぐる情勢」というテーマでご報告をいただいた。グリーントランスフォーメーション (GX) 戦略及びみどりの食料システム戦略について概観し、農山漁村における再生可能エネルギー発電をめぐる情勢についてご報告をいただいた。特に、営農型太陽光発電をめぐる促進策について解説をいただいた後、農地転用に関する課題や他電源も含めた農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況と今後の展望について議論した。

#### 原子力の安全性を巡る法的問題検討班

1月24日の第15回研究会では、大貫研究委員から「バックフィット覚書—原子力規制庁『バックフィットの検討プロセス』 (令和4年11月30日原子力規

制庁) を素材として」というテーマでご報告をいただいた。原子力規制庁が2022年11月に公開した「バックフィットの検討プロセス」を通じて、バックフィットの類型を整理した後、バックフィットの実効性を確保するための手法についてご検討いただいた。その後、解釈の変更を公開する手続の必要性及び附款によるバックフィットの実効性確保の可能性等について議論した。

2月28日の第16回研究会では、磯部研究委員から「原発運転延長をめぐる諸論点」というテーマでご報告をいただいた。2023年2月28日に法律案が閣議決定された原発の運転期間の延長について、本制度設計に至るまでのこれまでの経緯を概観した後、新制度への円滑な移行のために必要な措置等の諸論点についてご解説をいただいた。その後、現行法において運転期間を40年とした経緯及び法改正後の経済産業省と原子力規制委員会の役割分担等について議論した。

3月7日の第17回研究会では、寺田研究委員から「ドイツエネルギー政策 (脱原発) の現状 (2023年)」というテーマでご報告をいただいた。ウクライナ危機の影響を受けたドイツにおける現在のエネルギー情勢について概観した後、ドイツにおいて原発の運転延長に至った経緯等についてご解説をいただいた。その後、ドイツ連邦首相が政策の諸基準を定める法的根拠及び今後再び原発を再稼働する方針となった場合の技術の継承等について議論した。

3月31日の第18回研究会では、友岡研究委員から「革新的小型原子炉の開発と規制——イギリス包括設計評価 (GDA) 手続の現況と課題」というテーマでご報告をいただいた。イギリスにおける革新的小型原子炉の開発状況を概観した後、イギリスの安全審査制度である包括設計評価 (GDA) の概要と革新的小型原子炉における安全審査の課題についてご解説をいただいた。その後、革新的小型原子炉の「革新的」の定義及び安全審査においてGDAを導入する意義等について議論した。

## 発行回数変更のお知らせ

2023年4月から「日本エネルギー法研究所月報」は季刊発行（年4回）となり、「日本エネルギー法研究所季報」に名称を変更いたします。

※本変更に伴い、「マンスリートピック」は廃止いたします。

発行月は4月、7月、10月、翌年1月となります。

## 研究報告書の公開

以下のとおり研究報告書を当研究所ホームページに公開しましたので、お知らせいたします。

- ・ JELI R-No.151 「原子力安全をめぐる制度改革と訴訟—2017～2018年度原子力安全に関する法制度検討班報告書—」

(12月22日掲載)

- ・ JELI R-No.148 「エネルギー資源確保に関する国内外の法的问题の諸相—2015～2016年度エネルギー資源確保に関する国際問題検討班報告書—」

(3月6日掲載)

## 所員の異動

所員の異動がありましたので、お知らせいたします。

(研究員異動)

(転出)

高尾 宗士朗 四国電力株式会社  
資材部資材サービスセンター  
流通設備調達チームへ

(転入)

尾崎 信之介 四国電力株式会社  
総務部  
株式・文書グループから

(3月1日付)

(3月1日付)

## 新着図書案内

(1・2・3月)

書名	著者	出版社
基本訴訟法務 自治体行政救済法（基礎）編	友岡 史仁	信山社
Nuclear Law The Global Debate	International Atomic Energy Agency (IAEA)	T.M.C. Asser Press The Hague

日本エネルギー法研究所季報

2023.4.3 Vol.280

編集発行 日本エネルギー法研究所 季報編集委員会  
〒141-0031 東京都品川区西五反田七丁目9番2号  
KDX五反田ビル8F  
電話 03-6420-0902 (代)  
URL <http://www.jeli.gr.jp/>  
e-mail [contact-jeli@jeli.gr.jp](mailto:contact-jeli@jeli.gr.jp)  
印刷 株式会社 吉田コンピュータサービス

本書の内容を他誌等に掲載する場合には、日本エネルギー法研究所にご連絡ください。